

災害時における非常放送に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムおびひろ（以下「乙」という。）とは、災害時における非常放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、幕別町内で地震、風水害、大火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う町民への迅速かつ正確な情報提供に対する乙の協力に関して、必要な事項を定め、もって町民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において非常放送の実施を要請するときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）により協力の要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協力要請書を提出する暇がないときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭で非常放送の実施を要請することができる。この場合において、甲は、事後速やかに協力要請書により通知するものとする。

- (1) 発信日時
- (2) 災害の種類
- (3) 要請内容
- (4) 放送文案
- (5) 放送期間、回数等
- (6) 連絡責任者及び連絡先
- (7) その他必要事項

（非常放送の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく非常放送に要する経費は、乙の負担とする。ただし、放送する期間が長期にわたるときは、甲乙協議して定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関し、情報の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲乙それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡責任者を定めたときは、これを相互に通知するものとする。当該連絡責任者を変更したときも同様とする。

（協定期間）

第6条 この協定期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の期間が満了する1か月前までに甲又は乙から特段の意志表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項その他疑義が生じたときは、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年4月14日

甲 幕別町
幕別町長 岡田和


乙 帯広市東1条南8丁目2番地
株式会社 エフエムおびひろ
代表取締役社長 金澤
